

WEB 申請ご利用の流れ

目 次

1. はじめに

- 1) 概要
- 2) 用語の定義
- 3) 対象の建築物等
- 4) パソコンの環境等

2. NICE WEB 申請システムのご利用方法

- 1) 申請等の流れ
- 2) 利用者の登録
- 3) 確認の WEB 申請（電子申請）
- 3') 確認の WEB 申請（事前相談）
- 4) 中間・完了検査の WEB 申請

3. お問い合わせ先

1. はじめに

1) 概要

WEB 申請とは、通常書面により申請いただいている申請書や設計図書を、ご使用のパソコンからインターネットを經由して電子データで申請いただくものです。お客様はご来所の必要がなく、365 日 24 時間いつでも申請が可能です。（受付日は、翌営業日とさせていただきます場合があります。）

2) 用語の定義

【 NICE WEB 申請（電子申請）】

WEB の事前相談で補正が完了したデータ一式を電子申請として受け付けるものです。

※書面での申請図書の提出は不要となります。

【 NICE WEB 申請（事前相談）】

インターネットを利用した電子データによる事前相談です。

申請は、お客様が補正が完了した電子データを印刷し、書面で行っていただくものです。

3) 対象の建築物等

確認申請、記載内容変更届、軽微な変更届、追加説明書等については次のとおりです。

対象建築物等

- ・ 法第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる建築物
 - ・ 令第 146 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築設備
 - ・ 令第 138 条第 1 項に掲げる工作物
- ※ 1 A2 以上の紙により印刷しなければ内容が確認できない物件等は、受付できない場合があります。
- ※ 2 消防同意物件は、本受付後に消防署等に送付いたします。

中間・完了検査は、全ての建築物等が申請できます。

4) パソコンの環境等

NICE WEB 申請システムを快適にご利用いただくためのパソコン等の環境は以下のとおりです。

- ① 推奨するブラウザ ※ブラウザとは、インターネットを利用するためのソフトウェアです。
 - ・ Microsoft Edge(windows 10 のみ), Internet Explorer10, Internet Explorer11
 - ・ Google Chrome (windows Remix ClickOnce Helper プラグインのインストールが必要)
- ② 推奨する OS ※OS (オペレーションシステム) とは、システム全体を管理するソフトウェアです。
 - ・ Windows 8.1, Windows 10 (Mac では利用できません)

※ ①②に該当しない場合には、お手数ですが、当センターまでお問い合わせください。

※ 通信回線について

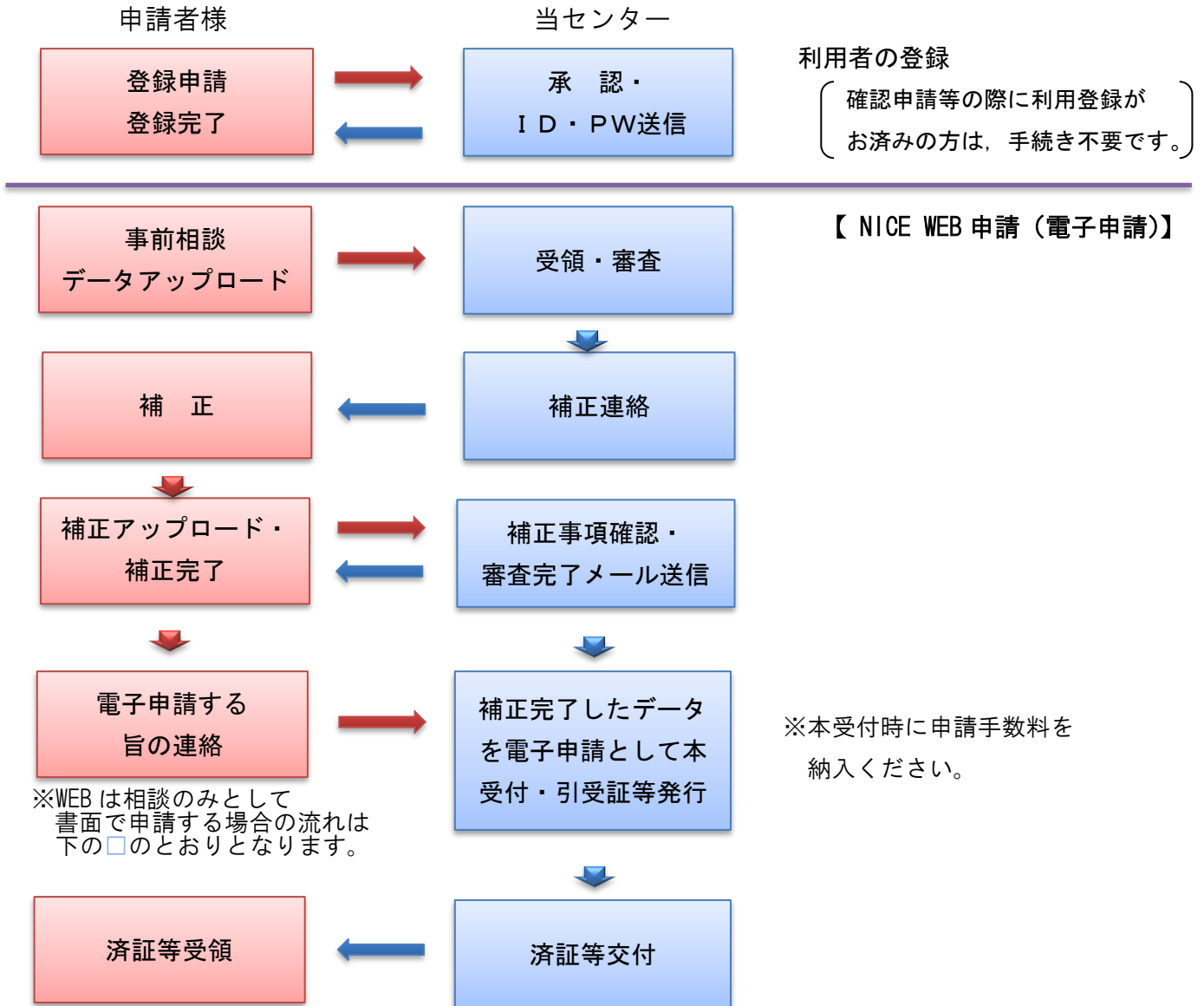
当センターでは通信回線に SSL 回線を使用し、情報セキュリティの確保に努めています。

2. NICE WEB 申請システムのご利用方法

1) 申請等の流れ

「NICE WEB 申請システム」をご利用いただく流れは、以下の通りです。

【確認申請の流れ】



【NICE WEB 申請（電子申請）】

※本受付時に申請手数料を
納入ください。

【NICE WEB 申請（事前相談）】

※本受付時に申請手数料を
納入ください。

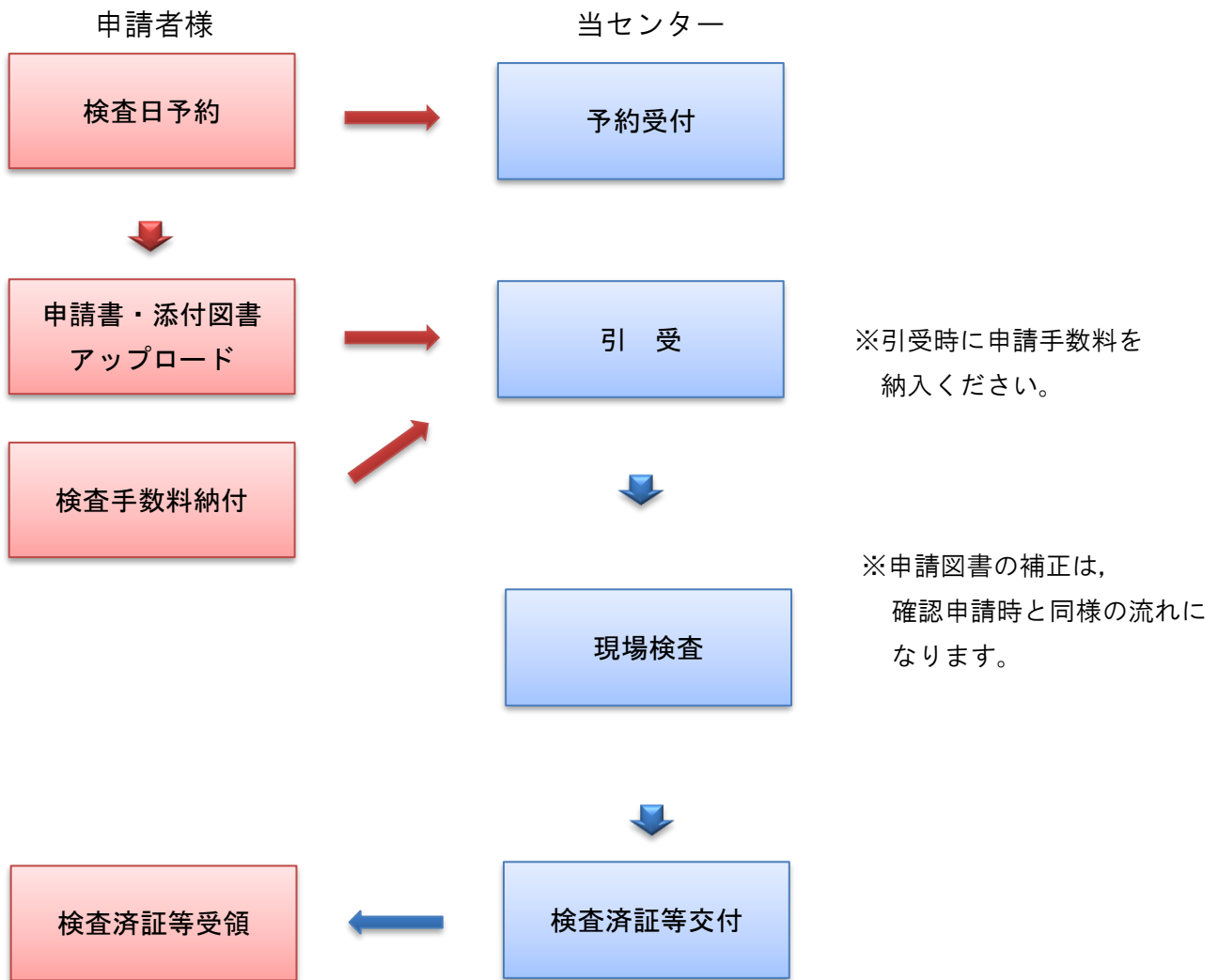
正副本作成・
持参又は郵送

本受付・
引受証等発行

済証等受領

済証等交付

【中間・完了検査の流れ】



2) 利用者の登録

「NICE WEB 申請システム」のご利用には、利用者の登録をしていただく必要があります。詳細な登録方法は、別途「NICE WEB 申請システム操作マニュアル」をご覧ください。

※1：メールアドレス1件につき1 ID・1パスワードが付与されます。
このため、利用者1名様毎の登録が原則となります。

※2：複数の方がご利用いただくことができる代表メールアドレス等をお持ちの場合は、そのメールアドレスを登録いただくことにより、複数名で1 ID・1パスワードをご利用いただくことも可能です。

3) 確認の WEB 申請（電子申請） 【NICE WEB 申請（電子申請）】

① 事前相談（電子申請に先立って、WEB での事前相談をお願いします。）

事前相談の申請は、「NICE WEB 申請システム」に申請図書等の電子データをアップロードして行います。[詳細は「NICE WEB 申請システム操作マニュアル」をご覧ください。](#)

※ データは PDF 形式に変換してアップロードしてください。

※ PDF 以外としたい場合は、前もってご相談ください

② 本申請

「NICE WEB 申請システム」にて補正事項のやりとりが完了しましたら、補正完了した電子データ一式により、電子申請することを NICE WEB システムのチャット画面でお知らせ下さい。

※ 書面での申請を行う場合は、3') 確認の書面申請（電子相談）をご覧ください。

③ 本受付

補正完了した電子データ一式をもって、電子申請の受付をさせていただきます。

※ 紙ベースでの申請図書の提出は不要です。

④ 決裁・確認済証の発行

当センターの決裁が終了しましたら、確認済証を発行いたします。

⑤ 確認済証の交付

確認済証と副本をご郵送又は窓口にてお渡しいたします。

※ 確認済証及び副本は電子データではなく書面でのお渡しとなります。

3') 確認の書面申請（電子相談） 【NICE WEB 申請（事前相談）】

従来どおり、NICE WEB 申請システムで、事前相談のみを行い、申請を書面申請とすることも可能です。この場合は、3) ②本申請と ③本受付 については、次の流れとなります。

②' 本申請

「NICE WEB 申請システム」で補正が完了したデータを必要部数印刷し、当センターの担当させていただいた事務所まで、ご郵送又はお持ち込みください。

郵送等にあたっては、WEB 申請番号が記載されているメール等を必ず添付願います。

③' 本受付

書面により申請いただきました申請図書等と手数料の納付を確認させていただいた後、本受付をさせていただきます。

この後の、④決裁・確認済証の発行、⑤確認済証の交付 については、電子申請と同様の流れです。

4) 中間・完了検査の WEB 申請

①現場検査予約

各事務所（本部・県南及び県西）にて検査日をご予約ください。

②申請及び手数料の納付

「NICE WEB 申請システム」に申請図書等をアップロードしてください。

このアップロードの際に、必ず、現場検査予約日を申請履歴に記載してください。

あわせて、手数料の納付をお願いいたします。

※ 中間・完了検査と同時に各種届がある場合は、ファイル一覧にアップロードしてください。

③受付

申請図書の内容及び手数料の納付を確認させていただいた後、受付をいたします。

④現場検査

予約日に現場検査を行います。（予定時刻は前営業日に電話、FAX 等で連絡いたします。）

⑤決裁・検査済証等の発行

当センターの決裁が終了しましたら、検査済証等を発行いたします。

⑥検査済証等の交付

検査済証等をご郵送又は窓口にてお渡しいたします。ご郵送の場合は普通郵便となります。

書面申請で確認申請をした物件も、中間・完了検査の電子申請が可能です。
詳しくは、確認申請時の事務所にお問い合わせください。

3. お問い合わせ先

一般財団法人茨城県建築センター <http://www.ibakenju.or.jp/>

・本部事務所：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-30
TEL029-305-7300 Fax029-305-7310

・県南事務所：〒300-2655 茨城県つくば市島名 2920 番地（万博公園西 F28 街区 6）
TEL029-886-3211 Fax029-886-3212

・県西事務所：〒306-0126 茨城県古河市仁連 1921-4
TEL0280-75-2600 Fax0280-75-2603